

原子力規制委員会における民間規格の活用について

平成26年11月12日

原子力規制委員会

- 許認可申請図書において引用される学協会規格について、性能規定化された規制要求に対する容認可能な実施方法としてあらかじめ評価しておくことは、効率的な審査の実施に資すると考えられる。
- 一方、学協会規格策定委員会は、学協会規格について、その策定プロセスの公正性、公平性、公開性を確保しているとする一方、「民間の自主的取り組みとして、その当事者が策定する」としており、現状の原子力事業者を中心とする委員構成を変更しないとしている。
- このため、学協会規格を含む民間規格については、その策定プロセス等によらず、規定内容が技術的に妥当であるかという観点から、原子力規制委員会として技術評価を行う。
- 民間規格の技術評価のための仕組みを、以下のとおりとする。

(体制の構築)

- ・ 学協会規格（新たに策定されるもの、改訂版及び追補版）の技術評価は、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び技術支援機関職員による検討チームにおいて実施する。必要な場合には、当該学協会規格策定に関与していない外部有識者の参加を得る。
- ・ 技術評価プロセスは以下のとおりとする。
 - ① 検討チームにおいて、評価対象とする民間規格の技術評価書案及び民間規格を引用する基準解釈文書案を作成する。
 - ② その過程において、必要に応じ、学協会規格策定委員会若しくはその下部委員会の参加者に対し評価対象とする規格基準の技術的根拠等に係る説明を要請する。
 - ③ 検討チームの会合は、公開とする。
 - ④ 技術評価書案及び基準解釈文書案に対しては、パブリックコメントを実施する。
 - ⑤ 原子力規制委員会において、技術評価書及び基準解釈文書を決定する。

(計画的な技術評価の実施)

- ・ 民間規格の策定動向について情報収集し、設置許可基準¹、技術基準²を満たす仕様規格として、事業者からの申請において使用が見込まれる民間規格の存否を、原子力規制庁において検討する。

¹ 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

² 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則

- ・ 設置許可基準、技術基準の解釈文書において引用している民間規格については、その改訂動向について情報収集し、基準解釈文書の改訂が必要となるものの存否を原子力規制庁において検討する。
- ・ 以上を踏まえ、技術評価及び基準解釈文書において引用する民間規格として優先度の高いものについて、計画的に技術評価を実施する。
- ・ 技術評価の実施に係る計画は、原子力規制委員会に報告し、その承認を受ける。

(民間規格の誤りの訂正への対応)

- ・ 設置許可基準及び技術基準の解釈において引用している民間規格の誤りを学協会が訂正した場合は、原子力規制庁は学協会から報告を受け、要求内容の変更の有無を確認する。
- ・ 要求内容の変更を伴わない軽微な訂正であるときは、誤りが訂正された後の民間規格を引用することが明確となるよう、設置許可基準及び技術基準の解釈を改正する。
- ・ 要求内容の変更を伴う訂正であるときは、原子力規制委員会においてその訂正について評価し、必要な場合には設置許可基準及び技術基準の解釈の改正を、パブリックコメントを実施した上で行う。

(民間規格策定団体との関係)

- ・ 原子力規制庁職員及び技術評価に参加する技術支援機関職員が、
 - ✓ 日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会等における規格策定のための委員会
 - ✓ 原子力関連学協会規格類協議会
 に参加する場合は、規格策定を行う委員ではない立場とする。この際、必要に応じ、基準解釈文書における民間規格の引用の必要性、技術評価の計画等について情報を提供する。